

令和3年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容		回答
1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進		
(1)	<p>1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進</p> <p>(1) 地域共生社会の実現に向け た包括的な支援体制整備</p> <p>【概要】 地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制整備への積極的な働きかけと必要な支援策について提言します。</p>	<p>○地域共生社会の実現に向けて、令和2年度の社会福祉法改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設されたことから、今後の地域での包括的な支援体制構築の推進に繋がるものと考えます。県としては、令和3年度の事業開始に併せて市町村へ必要な情報提供を行うとともに、助言等を行っていきます。</p> <p>○包括的な支援対体制の構築に向けては、各市町村で様々な取組が進められており、県としては、こうした取組や「重層的支援体制整備事業」についての情報提供を行い、県内市町村へ好事例の横展開を図っていきます。</p> <p>○令和2年3月に改定した第4期島根県地域福祉支援計画においても、地域共生社会の実現を基本目標として掲げており、県としては市町村が行う地域での包括的な支援体制の構築を引き続き支援していきます。</p>
(2)	<p>(2) 子ども食堂の県内ネットワーク（中間支援機能）構築</p> <p>【概要】 子供たちが安心して食事ができる居場所「子ども食堂」の活動や、新たな立上げや取り組みの活性化等を目的とした県域支援団体の設置提言します。</p>	<p>○子どもの貧困対策を進めるためには、支援の必要な子どもとその保護者を、公的機関だけでなく地域で支えていくことが大切と考えており、そうした中、「子ども食堂」は、地域全体で子どもを育てる場、地域のつながりの場として、貴重な取組となっています。</p> <p>○今後、「子ども食堂」の取組を全県に広げ、そのネットワークを構築し、取組をさらに活性化していくために、その中核を担う県域支援団体の設置は重要であることから、県においても令和3年度から「子ども食堂」の設置のための予算を確保しました。</p>

令和3年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
<p>(3) 多様な 移動・外出支援の 全県的な 展開・拡充</p> <p>【概要】 島根県が 推進する「小さな拠点づくり」などにおいて展開されている多様な移動・外出支援が全県的に広がるよう、積極的な広報・啓発、福祉バスの運行等に係る財政的支援を要望します。</p>	<p>多様な移動・外出支援に係る取り組みの広報・啓発</p> <p>○高齢のため自動車の運転を差し控える方や、自家用車等による移動手段を有しておられない方々にとって、通院や買い物など、日常生活における移動手段の確保は重要です。</p> <p>○県としても、「小さな拠点づくり」や「地域包括ケアシステム」を進めていく中で、こうした方々が、将来にわたり地域で安心して住み続けていただけるように、市町村や関係機関と連携して、地域の実情に応じた生活交通の確保・維持に取り組んでいきます。</p> <p>○移動・外出支援に係る取組みについては、県のホームページや広報誌などを活用するとともに、県の職員が地域へ訪問した際にも広報していきます。</p> <p>福祉バスの整備・運行に係る財政的支援の充実・強化</p> <p>○高齢者の社会参加の促進や閉じこもりを防止するため、（福祉バスの運行に限らず）多様な主体による移動支援の実践が大切と考えます。</p> <p>○市町村では、介護予防・日常生活支援総合事業を活用した移動支援が行われているところもありますが、一部の市町村に留まっています。</p> <p>○県では先進事例や具体的なノウハウの展開を図るため、市町村への情報提供・研修に加え、令和3年度から市町村へのアドバイザーの派遣を実施します。</p> <p>○また、県では、福祉バスに限らず、路線バス、デマンド交通、タクシー等について、地域の実情に応じた最適な運行形態への転換が図りやすくなるよう、県の支援制度のあり方・見直しを検討しています。</p> <p>○これらについて、具体的な課題やご提案があれば、関係部局を集めた検討会等の場で課題を共有し、支援の充実・強化に向けて取り組んでいきます。</p>
<p>(4) 発達障がい者に対する支援制度の充実について</p> <p>【概要】 自閉症をはじめとする発達障がいへの理解は広がっていますが、当事者の特性に応じてより生活のしやすい環境となるよう、手帳制度の創設や相談支援体制の充実について、国への働きかけや本県の体制整備を要望します。</p>	<p>○発達障がい者に対する支援の充実や社会参加の促進を図るためには、障がい者手帳をより取得しやすい仕組みとすることは重要であり、国へ精神障がい・知的障がいとは別に独自の手帳制度を設けるよう要望を行っています。今後も国に働きかけていく考えです。</p> <p>○発達障がいに関する相談・支援体制の更なる充実・強化を図るため、発達障害者支援センターの体制の強化や、身近な地域での相談支援、関係機関と連携した診断の早期化等に取り組むとともに、国に対して必要な財源措置を講じるよう引き続き要望を行います。</p>

令和3年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化	
<p>(1) 成年後見制度利用促進をはじめとする総合的な権利擁護体制の整備 【概要】 成年後見制度の利用促進をはじめとする総合的な権利擁護体制の構築に向け、市町村へのより一層働きかけを要望します。</p>	<p>○成年後見制度の利用促進に向けては、市町村・家庭裁判所・専門職団体等の関係機関と連携しつつ取り組んでいるところです。 ○国が定めた成年後見制度利用促進基本計画において、令和3年度末を目標年として各市町村での必要な体制整備が求められており、県としても各市町村の意見を聞きながら、必要な支援を行っていくとともに、成年後見制度の理解促進に向けた周知等に努めていきます。</p>
<p>(2) 地域における総合相談・生活支援体制の強化 【概要】 地域住民の安心・安定した生活を確保するための総合相談・生活支援に係る体制強化や積極的な予算措置についての国への働きかけを要望します。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響にかかる生活支援策として、生活福祉資金の特例貸付が実施されていますが、貸付件数の大幅な増加により社会福祉協議会ではその対応に苦慮されているところです。今後の償還事務においても大幅な業務量の増加が想定されますが、社会福祉協議会にその負担を強いることがないよう、県としても必要な事務費の確保について、国に対して働きかけていきます。 ○生活困窮者自立相談支援機関についても相談件数が大幅に増加しており、相談窓口となる市町村や社会福祉協議会においては、相談ニーズに応じた相談支援体制を整備する必要があります。県としても実施主体である市町村や社会福祉協議会の意見を聞きながら、必要に応じて国に対して要望していきます。</p>
<p>(3) 再犯防止に向けた体制整備 【概要】 島根県更生支援コーディネーター養成・派遣事業の継続実施、及び市町村再犯防止計画の策定支援を要望します。</p>	<p>○モデル事業の「更生支援コーディネーター養成及び派遣事業」実施により進めてきた、連携体制等を継続して活用できるよう、予算化しました。 また、その運用については、島根県社会福祉協議会とも協議を行っていきます。 ○各市町村において、それぞれ地方再犯防止推進計画が策定されるよう働きかけていきます。</p>

令和3年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
3 福祉サービスの質向上に向けた体制整備	
<p>(1) 介護事業所における「認証評価制度」の創設</p> <p>【概要】 介護現場における人材確保対策の一環として、人材育成や労働環境等の改善につながる介護事業者の取り組みを評価・認証・公表する「認証評価制度」の創設と、制度の利用促進を要望します。</p>	<p>○介護人材確保・定着は重要な課題であり、引き続き関係団体と連携して必要な対策を実施していきます。</p> <p>○介護施設においても、多様な働き方の提供、労働環境改善など職員が生き生きと働くことができる職場づくりに取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>○現在国において進められている人材育成に取り組む事業所の「認証評価制度」は、事業者の人材育成・確保、労働環境改善の「見える化」に取り組むことにより、有効な制度であると思われます。一方で事業者の参加を促すためのメリットの提供が課題です。</p> <p>○引き続き、島根県福祉・介護人材確保推進会議等において、県内の関係団体等の意見を聞きながら、他県の取組などを情報共有し、検討していきます。</p>
4 災害時福祉支援活動の強化	
<p>(1) 「災害福祉支援センター（仮称）」の設置</p> <p>【概要】 災害時における円滑な福祉的支援活動に向けて、平時からの支援体制の基盤強化を図る拠点機能として「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を要望します。</p>	<p>○災害時に必要とされる福祉的支援活動に向けて、人材育成や確保など、平時からの備えを行っていくことは重要なことと考えており、必要とされる体制の構築に向けて、島根県社会福祉協議会や関係機関とともに検討していきます。</p> <p>○専門的な役割を果たす災害福祉支援専門員（仮称）の配置にかかる財政的な支援については、必要とされる体制の検討に併せて、県の果たすべき役割や支援等の整理を行っていきます。</p>

令和3年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
<p>5 新型コロナウイルス対策</p> <p>【概要】 介護、障がい福祉、子ども・子育て、また、生活困窮者等の支援にあたる福祉サービス事業所・団体及び従事者が、新型コロナウイルス感染防止に向けた様々な取り組みを徹底しつつ、対象者に寄り添った支援に引き続き取り組んでいけるよう、次の4点について要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービス事業所・福祉団体において、感染症に備えた職員の確保、衛生用品や感染対策資機材の購入費、またゾーニング等に要する整備費等に係る継続的な公費支援 2. 福祉サービス事業従事者及び関係職員が参加する会議・研修会、また、相談支援等を行う際のリモート環境整備 3. 福祉サービス事業所の利用者減に伴う経営悪化、また、就労支援事業所における工賃低下への財政的支援 4. 福祉サービス事業従事者及び関係職員の優先的なPCR検査の実施と検査費用の公費負担 	<p>1. 及び2. ご要望の内容については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用した補助事業等により支援を行っています。 また、保育職場等の職員への慰労金給付については、国の交付金では対応しきれない部分についても県として支援を行ったところです。 今後の感染状況を踏まえ、必要な支援を検討していきます。</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症により、福祉施設や事業所の経営面への影響や、就労支援事業所の工賃確保など、様々な面で事業所の運営に苦慮されていることから、県としても全国知事会等を通じて国に対して必要な支援を要望していきます。</p> <p>4. PCR検査については、感染拡大防止を目的に①症状などから感染が疑われる方、②疫学調査において感染が疑われる方を対象として実施しているところです。 患者発生の際には、接触の可能性のある方に対して、感染拡大防止の観点から、症状の有無、接触の程度で一律に区別することなくPCR等検査を幅広く実施しており、重症化リスクの高い方が多い高齢者施設、医療機関等での感染が確認された場合は、検査対象をさらに広げて対応し、検査対象者が多数にのぼる場合は、状況に応じて優先順位を決めて検査を順次実施する予定です。 なお、県で実施する検査は、すべて行政検査として実施しているため、検査を受けた方が費用を負担することはありません。（新型コロナウイルスへの感染が疑われない方が、自らの意思で受ける検査については、この限りではありません）。</p>